

【宮崎大学医学部附属病院における自己研鑽の考え方】

2024年4月から始まる「医師の働き方改革」では「自己研鑽」を労働時間とするかどうか議論されてきました。上司の明らかな指示（明示）がある場合には「労働時間としての自己研鑽」であることがわかりやすいものの、黙示の場合には議論があります。そこで、現在のところ全国大学病院病院長会議では、下記のような「提案」がなされています。

しかしながら、これらには明らかに無理のある解釈もありますし、実態を把握できないことで、本来の「勤怠管理」ができない（過労を見逃す）可能性があります。

そこで、本院におきましては、いくつかは労働時間として入力していただき、正確な把握に努めることとしました。なお、勤怠管理ソフトへの入力は「同日のみ」で事後入力はできません。（外勤、地域貢献は除きます）

令和5年度から、助教以上は裁量労働制から平日8:30～17:30の勤務制に変更され、これまでより厳格な勤務時間の管理が求められます。業務形態が変わる毎に勤怠ソフトにリアルタイムの打刻することが「当たり前になる」ようにお願いします。

参考 <現在の全国大学病院長会議での案>

労働時間に該当しない研鑽の具体例

1. 一般診療における新たな知識、技能の習得のための学習

以下の例について、診療の準備又は診療に伴う後処理として不可欠ではない場合には、労働時間に該当しない。

【労働時間に該当しない研鑽の例】

- (ア) 診療ガイドラインについての勉強
- (イ) 新しい治療法、検査・診断法や新薬についての勉強
- (ウ) 自らが術者等である手術や処置等についての予習や振り返り
- (エ) シミュレーターを用いた手技の練習等
- (オ) 出席が任意のカンファレンスへの出席（自由参加である旨が記されてる場合等）
- (カ) 業務上受講が義務付けられていない研修・講習会の受講

2. 博士の学位を取得するための研究及び論文作成、並びに、専門医を取得するための症例研究や論文作成

以下の例について、研鑽の不実施に対する査定上のマイナス評価等の不利益が課されていない場合や、研鑽が業務上必須ではなく、かつ、上司の明示・黙示の指示によらずに行う場合は、当該研鑽が行われる時間については労働時間に該当しない。

【労働時間に該当しない研鑽の例】

- (ア) 学会や外部の勉強会への参加・発表準備
(参加・発表や論文投稿が所属先に割り当てられているが、医師個人への割当はないものを含む)
- (イ) 出席が任意の院内勉強会への参加・発表準備
(自由参加である旨が明記されている場合等)
- (ウ) 本来業務とは区別された臨床研究に係る診療データの整理・症例報告の作成・論文執筆
- (エ) 大学院進学のための受験勉強
- (オ) 専門医の取得や更新に係る症例報告作成・講習会受講等

3. 手技を向上させるための手術の見学

以下の例について、上司や先輩である医師から奨励されている等の事情があったとしても、業務上必須ではない見学を、自由な意志に基づき、所定労働外に自ら申し出て、上司の明示・黙示による指示なく行う場合、当該見学やそのための待機時間については、在院して行う場合であっても、労働時間に該当しない。

本院では以下のように扱います。必ずリアルタイムに「勤怠ソフト」に入力してください。教育、研究も時間外労働・手当の対象になります。

ただし、土日、祝日は「原則として」避けてください。

<宮崎大学医学部附属病院の方針 令和5年度>

1. 一般診療における新たな知識、技能の習得のための学習

以下の例について、診療の準備又は診療に伴う後処理として不可欠と考えられる場合には、労働時間とする。ただし赤字は労働時間としない。

【労働時間に該当しない研鑽の例】
(ア) 診療ガイドラインについての勉強
(イ) 新しい治療法、検査・診断法や新薬についての勉強
(ウ) 自らが術者等である手術や処置等についての予習や振り返り
(エ) シミュレーターを用いた手技の練習等
(オ) 出席が任意のカンファレンスへの出席（自由参加である旨が記されている場合等）
(カ) 業務上受講が義務付けられていない研修・講習会の受講

実際の診療と区別するためいずれも「自己研鑽・労働時間・対価あり」で入力してください。

2. 博士の学位を取得するための研究及び論文作成、並びに、専門医を取得するための症例研究や論文作成

以下の例について、赤字以外は原則労働時間とする。ただし、十分に時間に余裕がある場合などは本人の判断で「自己研鑽（労働時間外）」で入力する。

【労働時間に該当しない研鑽の例】
(ア) 学会や外部の勉強会への参加・発表準備 (参加・発表や論文投稿が所属先に割り当てられているが、医師個人への割当はないものを含む)
(イ) 出席が任意の院内勉強会への参加・発表準備 (自由参加である旨が明記されている場合等)
(ウ) 本来業務とは区別された臨床研究に係る診療データの整理・症例報告の作成・論文執筆
(エ) 大学院進学のための受験勉強
(オ) 専門医の取得や更新に係る症例報告作成・講習会受講等

学会発表や臨床研究は大学病院の「義務」だと思います。指導するケースも多いと思われます。学会参加は「出張届」か「年休」で（後述）、ご自身の発表準備、臨床研究は「研究」で入力してください。下の先生の指導は「教育」で、専門医関連は「自己研鑽・労働時間・対価あり」でお願いします。

3. 手技を向上させるための手術などの見学

上司や先輩である医師から奨励されている等の事情がある場合に、自由な意志に基づき上司の明示・黙示による指示なく行う場合であっても、当該見学については労働時間と考えるべきである。また後輩医師と共に見学しながら、その手技の解説をする上司や先輩医師が費やす時間も労働時間と考えるべきである（「教育」として）。ただし、**そのための待機時間については、在院して行う場合であっても、労働時間に該当しない。**

手術だけでなく、IVR、心カテ、消化器、呼吸器内視鏡・・・全て労働時間として「自己研鑽・労働時間・対価あり」で入力してください。

その手技の解説する上司や先輩医師は「教育」で入力してください。

待機時間については「休憩・移動・マネジメント」で入力してください。

「自己研鑽・労働時間・対価あり」につきましては「何で（手術、検査 etc.）」をメモで残してください。

多くの先生が「連携 B」での申請になると思われまますので、時間外労働時間としては問題ありません。時間外勤務手当について、大幅に増加するようなら、令和6年度以後、検討する可能性はあります。

不明な点は担当副院長の[賀本\(PHS 4514\)か人事係\(2006\)](#)までお願いします。

【遅刻、早退、地域貢献（外勤）、出張について】

1. 遅刻（平日8:30以後の出勤）早退（平日17:30前の退勤）

勤怠ソフトで「1日の開始」の打刻が8:30以後の場合には勤務制では「遅刻」扱いになり、本来は減給扱いになります。また外勤（地域貢献）のため以外で定時（17:30）前に「1日の終了」を打刻すると「早退」扱いになります。

ただ、前日の勤務での疲労や種々のやむを得ない事情があると思われ、そのような場合には「時間年休」扱いとし減給しません。

打刻されている時間と定時のずれを事務的に時間計算し、積算します。ただし、時間年休は年5日しか認められていませんので、**積算時間が40時間になった時点でお知らせします。**

2. 地域貢献（外勤）

医師が地域医療に貢献する目的で外勤時間についても主たる労働場所である大学病院で把握し、労働時間として把握する必要があります。実際に外勤先で診療した時間を「外勤の開始」→「地域貢献・外勤」→「外勤の終了」で入力してください。外勤先への移動時間は労働時間にはなりませんので、「休憩・移動・マネジメント」で入力してください。なお、勤務制における労働時間内の外勤時間（実診療時間）については2重払いになりますので、時間外労働時間で相殺します。

（正確に入力いただくことにより講座事務からの報告は不要です）

3. 出張

必ず出張届を提出。平日の労働時間内に出張に出る場合には「1日の終了」の打刻の後に「外勤の開始」を入力、平日に出張から直接出勤した場合には「外勤の終了」後に「1日の開始」を打刻してください。（上記の遅刻・早退の対象になりません）

土日・祝日の学会参加については「代休」を取得するようにしてください。

助教以上



医員

